

令和4年2月1日環境生活委員会 開催状況

開催年月日	令和4年2月1日(火)		
質問者	民主・道民連合	高橋 亨	委員
答弁者	環境生活部長	森 隆司	
	環境局長	土肥 浩己	
	環境保全担当課長	中尾 睦子	

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 道内に埋設されている「枯れ葉剤」について</p> <p>1965年から1975年にかけてベトナム戦争が行われまして、そのときに、米軍が枯れ葉剤を使用したということから、枯れ葉剤の人体における悪影響について大きな問題となったということがありました。</p> <p>今のベトナムでも、300万人の方々が枯れ葉剤の影響で体に何らかの支障、15万人の子どもたちが先天性欠損を抱え、100万人の方々がその病気に苦しんでいるという状況があるわけですので、この枯れ葉剤の原料である「2, 4, 5-T (トリクロロフェノキシ酢酸) 剤」が1967年から福岡県大牟田市の三井東圧化学で作られ、これが米軍の方へそのほとんどが輸出されており、米軍が71年に枯れ葉剤の使用を禁止した段階で輸出ができなくなり、そして、残されていた枯れ葉剤が全国に埋設されたということがございます。</p> <p>その埋設箇所が、北海道にもあるということで、この間、幾度か報道等で取りあげられて来ましたが、その都度、国の方は処理をするために検討をしているということで逃れてきたようでございますけれども、一向に処理がされていない状況が続いている訳でございます。</p> <p>北海道もそのような状況ということで、今私が知っている限りでは、夕張市、遠軽町、音更町、清水町、標茶町、本別町に埋設されているということでございます。</p> <p>埋設しているのが国有林内ということで、担当は林野庁ということになります。ダイオキシンが含まれた枯れ葉剤ですから、道民の環境生活を守る環境生活部としては、関心をもって対応していくことは、本来の業務ではないかと思っております。</p> <p>(一) 埋設事実の受け止めについて</p> <p>そこでお聞きをしたいのですが、「ダイオキシン類対策特別措置法」を所管している訳ですが、その第1条には『この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることに鑑み、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。』となっておりますが、道内に埋設処理されていた事実をどのように受け止められているのか、また、北海道内に埋設された時期についてもお伺いしたいと思います。</p> <p>「ダイオキシン類対策特別措置法」の第1条にあるのは、「汚染の防止及び除去」が基本であるということでございます。保管が本来の目的ではない訳でありまして、適正に管理されるべきだということは、法の趣旨に沿った答弁ではないと思うわけでして、改めて具体的な埋設場所についてお聞きしたいと思います。</p>	<p>(環境局長)</p> <p>除草剤の埋設についてであります。全国の国有林では、造林木の生育を阻害するかん木、つる等を除去するため、ダイオキシンを含む除草剤が使用されておりましたが、その後の使用禁止措置に伴い、国は、除草剤の在庫について、道内では、昭和48年の夏までに、夕張市や遠軽町などの国有林内の7カ所において、埋設による処理を実施したものと承知しております。</p> <p>道といたしましては、本件につきましては、埋設者である北海道森林管理局において適正に管理されるべきものと考えておりますが、ダイオキシン類は、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、道民の安全・安心の確保の観点に立って、より一層適切な管理に努める必要があるものと認識しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 具体的な埋設場所について</p> <p>埋設した市や町につきましては、先ほどお伝えしましたがけれども、それぞれの市や町の国有林のどの場所に埋められているのか把握しているかについて、お伺いしたいと思います。</p> <p>具体的な場所について公表されないことは保全管理という観点から当然と考えるわけですが、国有林内は立入禁止区域ばかりではございませんし、様々な方々が入る可能性はあると思います。それで場所を教えないのは逆に危険な状況にさらしてしまうことになるのではないかと思いますので、本来であればきちんとどの場所にありますよとうたって、今の段階では管理するしかないのかもしれませんがきちんとしておくべきところであって、道の方もこのことは十分把握していなければならないと思います。</p> <p>(三) 埋設の量などについて</p> <p>それぞれの地区にどれぐらいの量が埋設されているかお聞きしたいと思います。</p> <p>まずこの箇所について、土壌かく乱行為の禁止措置を行ったとお話をしておりますけれど、逆に言うと人が立ち入る可能性があるかと暗にいうことだと思います。当然そういうことはあり得るでしょう。もう一つは今お話しされた6カ所の内3カ所については適正な処理がされてなくて、さらに掘って出してまた埋め戻した適正な形ということでございますけれども、残りの3カ所はどういうふうになっているのか。もうすでに埋設してから50年が経過しているわけです。ビニールを底に敷いてといってもこれは劣化してまいります。コンクリートも50年経てば劣化をしてくる。ましてや地中に埋めている、微生物やさらに湿気などもある。そういうことも含めて必ずしも適切な対応をしているとは受け止められないのですが、そうなってくるとそこから漏れ出すということが気になるわけですが、埋設したところの近くに水源があるのかどうかお聞きします。</p>	<p>(環境保全担当課長)</p> <p>埋設場所についてであります、北海道森林管理局によりますと、現在、埋設されている場所は、夕張市沼ノ沢担当区、遠軽町瀬戸瀬担当区、音更町芽室担当区、清水町清水担当区、標茶町標茶担当区、本別町足寄担当区、と聞いております。</p> <p>なお、具体的な場所については、保全管理に影響が生じるおそれがあることから、公表されていないものと承知しております。</p> <p>(環境保全担当課長)</p> <p>埋設した除草剤の量などについてであります、国からは、埋設した場所と数量につきましては、当時の夕張営林署管内で粒剤600キログラム、遠軽営林署管内で粒剤90キログラム、広尾営林署管内で乳剤20リットル、帯広営林署管内二町で乳剤1リットル、釧路営林署管内で粒剤9キログラム、足寄営林署管内で乳剤0.5リットル、合計では粒剤が699キログラム、乳剤が21.5リットルと聞いております。</p> <p>また、その方法につきましては、昭和46年の林野庁長官の通達に基づき、原則として、1カ所あたり300キログラム以内の薬剤をセメント、水及び土壌と練り合わせたコンクリートの塊として、埋めた後の覆土部分の深さが1メートル以上となるよう穴を掘り、底にビニールを敷いた上に埋設することとされており、これらのうち3カ所については、その後通達と異なる埋設が行われたことが判明したことから、昭和59年にコンクリート打設による密封等の措置を行ったほか、全ての箇所について立入や土壌かく乱行為の禁止などの措置を行ったと承知しているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 水源との関係について 北海道は網の目のように小さな河川があり、湧き水も出ているということですのでございますから、それが水源になるということですのでございます。これらの場所と埋設場所の関係についてお聞きしたいと思います。</p> <p>(五) 埋設地と自然災害について 近年の異常気象や自然災害は、私たちの予想を遙かに超えた規模と場所で起こり、今までの常識からは、この場所が安全であるということはありません。どのような形で安定していると判断したのか伺います。 河川から離れており、近くに水源がないような場所を選定したのだとは思いますが、様々な自然災害などによって危険性が生じる場合もあることから、こういった点も含めて安全な場所なのでしょうか。</p> <p>(再) 保全管理を行っているということですが、どのような保全管理を行っているのでしょうか。</p>	<p>(環境保全担当課長) 水源との関係についてであります。北海道森林管理局によりますと、こうした埋設にあたっては、飲料水の水源や、民家、歩道、沢筋等から離れた場所や粘土質の場所を選定し、地下水の湧出する場所は避けることなどとしておりまして、道内の埋設場所の近くに河川等の水源はないものと聞いております。 なお、それぞれの埋設場所と水源との距離については、森林管理局に確認中です。</p> <p>(環境保全担当課長) 北海道森林管理局によると、これまで、定期的な点検を実施するなど保全管理を行っており、これらの埋設場所においては、これまでに大雨や地震等の自然災害による影響を受けたことはないと聞いております。</p> <p>(環境保全担当課長) 保全管理についてですが、北海道森林管理局では、春と秋の年2回定期点検を実施し、現地において目視により標識、囲いの設置や被覆箇所の状況のほか土石の採取など土壌のかく乱の状況などの確認を行っており、また周辺環境として水源や宅地の有無などについて確認も行っているものと承知しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 漏れ出した事実について</p> <p>埋めてから1mほど土を被せているとのことだったので、なんともないのであれば目視では何がどうなっているのかよくわからないと思います。土壌の調査を行うのであれば調査の資料をお持ちだとは思いますが、道でも把握しているのでしょうか。目視での確認が保全管理にあたるのでしょうか。</p> <p>今までですね、極端にいうと、高知県、愛媛県では埋めたてたところからダイオキシンが漏れ出して、これは国の環境基準の100倍以上ということが明らかにされているわけです。したがって、目視だけではなかなか把握できないというふうに思っていますが、そのことについて認識されているか伺いたします。</p> <p>先程もお話ししましたが、適切な管理がされていない箇所が明らかになっているところはかなり多くあったということですし、北海道内においても、半分が適切な対応が出来ていなかった、管理がされていなかったということです。</p> <p>更に今も話を聞いていると、7カ所で土壌に漏れていたということですから、漏れるんですね。漏れるんです。そのままずっとしておいたということなんです。この50年もの間、そのままにしていたということです。やっぱり自然の中ですから、様々なことが起こりうるわけですよ。フェンスを建ててほつれた後は、腐食もしてくるかもわかりません。それは目視の時に直せるかもしれませんが、いずれにしてもですね、例えば、小動物が穴を掘って入ってしまったたり、熊が冬眠のための穴を掘ったりすることもある。それに対しては、ご存じのとおり植生に対して影響も出てくることもあろうかと思えますから、このままにしておくわけにはいかないわけでございます。</p>	<p>(環境保全担当課長)</p> <p>埋設されている除草剤についてであります。2、4、5-T系除草剤は、昭和46年11月の林野庁長官の通達に基づき、全国54カ所の国有林内において埋設処理されたが、林野庁によると、59年に、再調査が行われたところ、このうちの29カ所において通達どおりの処理が行われていなかったことが判明し、それらのうち7カ所では、土壌に漏れていた事例があったと聞いております。</p> <p>こうした7箇所については、国において、除草剤が漏れ出した土壌を含めて掘り起こし、その土壌をコンクリート槽に密閉の上、再び埋設、又は、倉庫に保管したものと承知しています。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 国との協議について</p> <p>そこで埋める時にですね、当然、国は勝手に国有林に埋めたということはないと思いますので、先程挙げた地方自治体と道とどのような協議がなされたのか。もし、その協議の過程で承認に至ったのであれば、それを改めてお示しいただきたい。</p> <p>(再)</p> <p>今の答えですと、関係自治体には森林管理局が説明していたということですが、総括である道は、どのような調査が必要かについて話をしたか、そして埋設についてどのような条件があって、今後埋設されたものを将来的にはどのように処理するか、道は掌握はしていたのでしょうか。</p> <p>家庭系のゴミや、事業系のゴミは、一般廃棄物ですから、市町村の固有の仕事になりますけれども、産業廃棄物については、都道府県の担当となっています。この産業廃棄物の定義に当てはまるかどうかはわかりません。ただ、この猛毒のダイオキシンを含んだ枯れ葉剤について、考えていけば、当然、特別管理廃棄物になってくるわけですし、もっと厳しい対応を求められるものになってくる。だとすれば、道が、それらのものについて、掌握していなかったということについては、いかがなものかという気がします。当然のことながら、猛毒のダイオキシンを含んでいるということでございますし、先ほども申し上げたように、現在もそのことに悩んでいる。このダイオキシンが消えることではないのであります。アル・ゴア氏の『不都合な真実』ですとか、レイチェルカーソンの『奪われし未来』ですとか、これまでもずっとダイオキシンのことは言われ続けていたものでございます。これは、環境ホルモンと言われているものでございますけれども体内に危険性を及ぼす、がんにもなりますし生殖にも影響が出てくるということでございますから、それらの危険性のあるものについて、やはり道としてきちっと詳細に捉えておくべきものと思っております。</p> <p>(八) 今後の対応について</p> <p>そしてこの間、50年近くも、国に対して道は何も処理に対して要望していなかったということは、問題があるのではないかなと思います。先ほども申し上げましたけれども、もちろんコンクリートももろくなってきますし、そこから染み出ることもある、自然災害もいつ起こるかわからない、2020年には熊本で埋設地の1km先で崩れている、という状況があるなど、様々なことを考えると、早く撤去してもらおうというのが、道の立場だろうと思うわけがあります。この埋設者責任について、国は埋設者責任ですね、道はこの国に対して、どのように対応していくのか、お聞きします。</p> <p>部長の答弁にあったような、適切な対応を求めていくというようなものではなくて、早く撤去する、ということをお国に申し入れしていただきたいと思っております。さらには、できれば、期限を切って、撤去をするということも合わせて申し入れしていただきたいと思っております。また、これらの状況、逐一ありましたら委員会へも報告していただきたいと思っております。</p>	<p>(環境保全担当課長)</p> <p>国との協議についてでございますが、除草剤の埋設に係る当時の交渉記録等については、道や北海道森林管理局に残っていないため、詳細は不明であります。当時の営林局では関係自治体に対し、その処理方法やこれまでの対応等について説明を行ったと聞いており、各自治体ともこうした保管などに関する状況は把握しているものと考えているところでございます。</p> <p>(環境局長)</p> <p>国との協議についてでございますが、北海道森林管理局では、これまでも、関係自治体に対し処理方法やこれまでの対応などについて説明を行ってきたところであります。道としては、その状況について、詳細を把握しておりませんが、こうした自治体らとの情報共有を図りながら、互いに連携しながら、この本件に対して適切な管理を求めたいと考えております。</p> <p>(環境生活部長)</p> <p>除草剤に関しまして今後の対応についてでございますが、環境中への排出によりまして、人体や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質につきましては、環境汚染を未然に防止し、住民の方々の安全・安心を確保するため、適切に管理されることが何よりも重要と考えております。</p> <p>現在、道内の国有林内に埋設されている除草剤につきましては、これまで、国の責任において適切な保全管理に努めてきているものと承知しておりますが、国に対し、関係部などとも連携しながら適切な対応を求めてまいりたいと考えております。以上でございます。</p>